

質 疑 応 答 書

事業名 「プレミアム付商品券発行事業」事務局運営等業務

基本仕様書等の項目	質 問	回 答
(3) 審査・決定通知業務のア【要件適合の審査】	住民基本台帳データの具体的な送付方法をご教示ください。	受注者が用意する I S M A P クラウドサービスリストに登録されているクラウドサービスを活用することを基本とします。なお、当該クラウドサービスの用意が困難な場合は、暗号化などの必要なセキュリティ対策を講じた U S B 媒体による送付を想定しています。
(3) 審査・決定通知業務のア【要件適合の審査】	住民基本台帳データの具体的なデータフォーマットをご教示ください。	Excel 形式又は CSV 形式により提供可能です。
(3) 審査・決定通知業務のア【要件適合の審査】	住民基本台帳データの文字コードをご教示ください。 (標準 J I S なのか、Shift-JIS (SJIS) なのか、UTF-8 なのか)。日本語以外の文字が含まれる可能性がある場合は「UTF-8」を希望いたします。	UTF-8 (BOM 付) となります。
(6) 利用者向けホームページ・アプリケーション構築及び広報・情報提供業	本事業で必要となる SS 証明書の認証レベルをご教示ください。	認証レベルは EV (Extended Validation) としてください。

<p>務のア【専用ホームページの運用】</p> <p>(8)システム構築・運用・保守業務のセ【ドメイン】</p> <p>「プレミアム付商品券発行事業」事務局運営等業務に係る公募型プロポーザル説明書</p> <p>(4)契約を締結する場合には、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、①保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、②契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行していると</p>	<p>自治体公式ドメインのサブドメインについて、申請から使用可能になるまでの詳細な手順とスケジュールをご教示ください。</p> <p>保証金免除について、種類及び規模をほぼ同じとありますが、この部分の定義を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類とは、紙商品券と電子商品券との併用でしょうか？ ・また、契約期間は関係あるのでしょうか？ <p>例えば、自治体様と契約で1カ月間実施の住民を中心とした電子アプリを活用した経済対策で、契約額が60億円以上クラスであれば免除になるのでしょうか？</p>	<p>本市が指定する申請書をご提出いただいた後、閉庁日を除き、概ね7日以内にサブドメインを使用できる状態となるよう手続きを進めます。なお、本申請書類については、審査結果の通知（2月20日予定）後から契約手続きまでの間にご提出いただくことを想定していません。</p> <p>「種類及び規模をほぼ同じくする契約」とは、紙商品券と電子商品券の併用か否かに関わらず、本件業務（コールセンターの設置・運営、申請受付・審査など、一連の事務局運営等業務）と同種であると本市が認める契約を指します。また、規模については、契約保証金を免除しようとする契約に係る契約金額の100分の70以上の契約が条件となります。</p> <p>（例：本件を68億5,000万円で契約する場合、47億9,500万円以上の同種契約が該当）</p> <p>契約期間については、「【別添】契約履行実績の対象となる契約（例）」をご確認ください。</p>
--	--	--

<p>きは、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>(1) 広島市委託契約約款に基づき、受注者が本業務の一部を再委託する場合には、当該再委託業務の開始までに下記の内容を明記した再委託申請書を発注者に提出し、承認を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再委託事業者名及び代表者 ・ 再委託する業務の範囲 ・ 再委託契約の期間 ・ 再委託先が個人情報を取り扱う場合、再委託先の個人情報取扱状況 	<p>再委託に関しましては、記載がございましたが、再々委託は可能でしょうか。また可能だった場合の条件は再委託条件と同等でしょうか。</p>	<p>再々委託についても、再委託の場合と同様に、所定の申請書をご提出いただき、内容を審査したうえで、発注者が承認することで可能となります。</p>
<p>4 商品券の概要 (1) 概要</p>	<p>紙商品券ではなく*QRコードカードを使用した提案をしてもよいでしょうか</p> <p>*アプリ（スマートフォンを持っていない方）を利用できない方に対してシステムと連動したカードで支払いさせる方法です。</p>	<p>補足へ記載のとおり、「概要は上記を基本とし、詳細は5 業務内容及び提案内容に基づき、事前に発注者と協議の上、決定すること」とされていますので、紙商品券としてQRコードカードを提案いただくこと自体は問題ありません。ただし、基本仕様書5(4)ス【紙商品券印刷・発行】をはじめ、基本仕様書に記載している紙商品券に係る事項については、仕様に沿って遵守いただく必要があります。</p>

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。